


W01938587号-1

平成 21 年 3 月 16 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有) 
 代表取締役 野井伸吾

平成 20 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 1) 「室」部門の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4-108
監査名	平成 20 年度 第 2 回定期監査	
監査対象部門	(その 1) 品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館 (六ヶ所村)	
監査実施日	平成 21 年 2 月 3 日、4 日、6 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/>	

2. 平成 20 年度 第 2 回 定期監査の視点

2.1 第三者監査の背景とこれまでの状況

今回の監査視点を述べる前に、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以下、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、平成 19 年度末までに年 2 回の頻度で、及び平成 20 年度の 1 回と合わせ、これまでに計 9 回の定期監査を実施してきた。

この一連の第三者監査では、常に「品質保証体制の改善策(以下、改善策と記す)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の対応効果を反映して適切に実施されていることの確認にも注力した。

なお、濃縮事業部及び埋設事業部は、改善策に係る水平展開部門という位置づけで、平成 16 年度第 2 回から監査対象になっている。

改善策は小分類レベルで 32 項目に及ぶものであるが、第三者監査が 4 年目となる平成 19 年度において、改善策の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行なった。総合結論は次の通りであった。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

注記：個人名はプライバシー保護のためマスクングとする。(日本原燃)

■中・長期にわたる展開を必要とする人事関連事項には継続進行中のものがあるが、ほとんどの「改善策」は所期の目標を達成している。目標を達成した項目の大半は、その成果が規定類に取り込まれて定常業務の中に定着している。

■上記の状況においては、PDCA 展開機運を維持・継続すると共に、改善策に盛り込まれた理念を風化させることなく継承することが最大の課題であり、期待でもある。

2.2 平成 20 年度 第 2 回（通算第 10 回）定期監査の対応方針

上述した状況、ならびに、再処理事業部の業務が（技術的課題の発生等により、当初予定からは遅れているが）設備試験段階から運転（操業）段階へ移行する状況を踏まえて、平成 20 年度第 2 回の定期監査での注力点を表 1 のように設定した。

「室」部門に対しては、主として注力点③に関する監査を行った。

表 1 平成 20 年度・第 2 回定期監査の注力点と対応方針

注力点	監査の対応方法
①問題点（不適合、ヒヤリハット等）を観察・経験した場合の対応状況	(1)平成 20 年 7 月以降に再処理事業部で発生した一連の不適合に関する資料や、不適合管理／予防処置に関連した他の資料があれば提供していただく。
	(2)上記に関連して新規制定または改正した代表的な規定類を提供していただく。 (3) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。
②品質マネジメントシステム（QMS）視点での運転・保守に係わる対応状況	監査基準： 上記(2)の査読結果として設定する。
	(1) 先ず、文書監査の対象として、運転及び保守に関して各事業部が制定している最上位規定と直属下位規定（3 種類程度）の最新版を提供していただく。 (2) 監査チームで、当該規定類を文書監査対象にすると共に、実地審査として実行状況を確認する。 ■被監査部門は各事業部の運転部門及び保守担当部門とする。具体的には、事務局と調整する。
③改善策の対応成果が、風化することなく業務に生かされ続けていることの確認	監査基準： 上記(1)の査読結果として設定する。
	「室」部門及び各事業部の代表部門にて、「改善策」に係る項目あるいは当該部門の通常業務を任意に抽出して実地監査対象にする。また、事業部においては現場監査を取り入れる。 監査基準： 品質保証体制の改善策、及び関連する社内規定

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成し、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、ある単位の業務を実施するための理念・方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものであり、表1に示した「注力点」に応じて、文書監査の対象文書を選定することとした。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署にて新規制定又は改正された規定類（規程、要領、要領、細則、マニュアル類）がある場合に説明を求めた。

なお、「現場監査」を組み入れた場合には、監査対象業務に係る規定類の内容把握を行い、この過程での気付き事項があれば提起することとした。

実地監査（現場監査を含む）は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、被監査部署に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明を求め、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

4. 評価の基準

客観的な監査所見を述べるために、監査基準を定めておくことが必要である。

このたびの監査では必ずしも改善策のみに特化しない場合があるため、監査テーマに応じて監査基準を定めることとし、基本的な考え方を表1に示した。

いずれの場合でも底流には JEAC 4111-2003 を置き、また、一部に LRJ の知見を活用した。

5. 監査結果の評価表示

監査結果は表2の区分で表示した。特記のない場合は「良好」とみなす。

なお、部門ごとの監査事項が複数あり、総合所見が「良好」という判定であっても、提言事項があれば提起した。

表2 監査結果の表示

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	規定類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

6. 監査結果

「室」部門に対する監査結果の詳細を添付—1に記載し、監査の日程と出席者を添付—2に示す。

「室」部門に対する総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

(1) 「指摘事項」は観察されない。「観察事項」1件を提起した。

提示を求めた規定類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部署にも「指摘事項」は観察されなかった。これまでの監査所見でも述べてきたように、ルール/手順を適切に文書化したうえで、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が定着していると思わせる。

1件の「観察事項」は、社長診断での社長指示事項に対して、具体的な対応についての検討を行った状況が確認できなかったことに関するものである。社長診断は、トップマネジメントレビューと同等の会社最高位の会議体であることから、トップの指示事項については、確実にフォローすべきであることを提起したものである。(添付-1、No. 5 参照)

(2) 「改善策」の対応成果が定着し、着実に業務に生かされている。

「室」部門に対しては、改善策の対応成果が風化することなく、業務に生かされ続けているか否かに注力した監査を実施した。今回の監査では、「改善策」の大分類の中でも、①トップマネジメントによる品質保証の徹底、②品質保証を重視した人員配置と人材育成(特に、力量管理と教育訓練)、及び③協力会社を含めた品質保証活動の徹底、という事項に注力した監査を行った。

「室」部門に関する「改善策」の中には、四半期毎のトップマネジメントレビューの実施、各種会議体の設置ならびに運営、調達先管理の徹底及び協力会社とのより良いコミュニケーションの確立等が含まれている。

上記事項に関しては、これまでの監査を通じて、経営幹部がQMSに高い関心を持たれ、それを事務局部門が適切に受け止めることとあいまって、「改善策」が確実に継続実施されていることを確認してきた。中でも、四半期毎に実施されるトップマネジメントレビューは、経営層が積極的に発言され、その指示事項を事務局部門が確実にフォローするなど、密度の濃い活動が継続されていることを確認した。「室」部門の全体として、品質システムは総じて良好に機能していると判断する。

(3) 「改善策」を受け継いだ自律的展開が実施されている。

改善策に係る活動は文書化され、継続的に実施される体制が確立しているものが多い。また、改善策の理念を受け継いだ次のステップへの自律的展開が行われている活動も数多く観察された。例えば、業務の見える化プロジェクト、事業部・室間水平展開検討会、及び協力会社とのコミュニケーション改善の一環としての協力会社への個別訪問の実施ならびに協力会社との双方向コミュニケーション再構築についての検討等、いろいろな分野で自律的活動が展開されている。

これらの活動をJNFLの品質システムの更なる改善に結びつけるためには、多くの事務局の機能を有する「室」部門の活躍に期待するところ大である。

(4) 今一度、「改善策」とは何であったかを振り返りたい。

第1回定期監査の実施より、ほぼ5年が経過した。この間にJNFL社内において、出向解除や人事異動により担当者の変更が生じている。担当者が代わっても、改善策の成果が

規定化されていれば、当初の理念が確実に受け継がれていく。今回の監査において、多くの部門では、理念の継承がなされていることを確認している。

「室」部門には、品質マネジメントシステム体制に含まれていない部門もあるが、「改善策」は、これらの部門をも含めて策定されたものと理解する。例えば、「品質目標とトップマネジメントレビュー」は JNFL の全部門を対象に実施され、社長指示は確実にフォローされていることを確認してきた。

一方、今回の監査時には、一部、社長診断時における社長指示事項が必ずしもフォローされていない状況が観察された。この原因の一つとして、担当者変更に伴い、「改善策」の理念・活動内容の継承が難しくなりつつあるのではないかと危惧される。

今一度、JNFL として、「改善策」策定に至った状況を振り返り、どのような方針のもとで当該活動が展開され、どのようなアウトプットが出されてきたかを再確認することは、「改善策」の風化防止の点で意義があるものとする。

以上

平成 20 年度第 2 回定期監査

「室」部門に関する監査結果
(部署別の詳細版)

平成20年度 第2回定期監査 部門別 監査結果 (「室」No. 1)

被監査部門	業務管理室 資材管理G	備考
監査実施日	平成21年2月3日 N	(参照規定類、等)
<p>(実地監査)</p> <p>1. 調達先管理の強化</p> <p>調達先の財務状態、品質保証、コンプライアンス/安全文化に対する取組、及び教育訓練計画等に係る調達先評価を実施することが改善策の一環として、資材契約事務要則及び取引先管理要領に定められている。本年度は資材管理Gが保有する取引先管理DBを2年ごとに更新・追加を実施する時期となったことから、対象企業となる約470社に対して、定められたフォーム(取引先データ票)が平成20年6月に取引先企業に送付されている。これらのデータは7月末を目標に集計されるとともに、外部機関による経営状況情報をも考慮し、取引先一覧表として取りまとめられ、当該審査結果に関する部門としての稟議決裁が行われている。</p> <p>稟議決裁の後、調査で取りまとめられた「資材契約取引先データベース」は、資材契約管理システムにおいて、資材部だけでなく請求箇所の課長及びGLの閲覧が可能となっている。膨大なデータを規定に従い、取りまとめた活動は改善策が風化せず、実行されている証として評価できる。</p> <p>2. 小集団活動</p> <p>「業務の見える化プロジェクト」の活動として、資材契約手続きの業務フローが作成されているが、「資材契約手続き業務プロセス改善」を目指し、事業部を横断した小集団活動が展開された。本活動を通じて、業務フローの改善が計画されており、「資材契約取引先データベース」を副長レベルまでが閲覧可能とするためのDBの改造、仕様書等の改正時の最新版管理等が行われている。なお、これらを実施するためには、規定類の改正が必要となることから、今後当該事項に対する対応が計画されている。今後の速やかな活動を期待したい。</p> <p>3. 前回提言事項のフォロー</p> <p>DB化の業務における評価基準は取引先管理要領に規定されており、評価に個人差は生じないと思われるが、記載事項に不備・不明状況が観察された場合の「ヒヤリング実施基準」を明確化しておくこと、より優れた要領書になる。上述の、小集団活動の結果として管理要領を改訂する機会などに検討してはどうか。</p> <p>→ 今回の調査を通じて、不備・不明状況の問い合わせは約10社程度であり、内容的にも面談等で解決できる事項であるとの回答を得た。このため、現状での運用で対応するとの判断は妥当であることを確認した。</p>		<p>①資材契約事務要則</p> <p>②取引先管理要領</p> <p>③依頼文書(取引先調査に関する書類等の提出依頼について：平成20年6月)</p> <p>④稟議書(2008年度定期取引先調査の審査結果について)(平20業資東第101号)</p> <p>⑤小集団活動議事録(調達業務プロセスの改善に関する小集団活動(第1回))</p> <p>⑥業務フロー(資材契約手続(全体版))(業資管01-01-R0)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、改善策の取組みが定着している。当該活動が継続するとともに、小集団活動等を通じて、より良い改善活動(PDCA展開)が実施されることを期待する。</p>		

被監査部門	品質保証室 品質計画G	備考
監査実施日	平成 21年 2月 4日 H	(参照規定類、等)
<p>(文書監査) 「新規」不適合の人的過誤に係る直接原因分析実施要則：NISAガイドラインを踏まえて制定された。 「改正」 ・不適合管理要領：是正処置に人的過誤に係わる直接原因分析事項を追加 ・保安に係わる文書体系の見直し開始。チェックシートを確認。 品質保証室所管の規程類見直しが着実に実施され、かつ全社統一の品質保証規程、共通文書の作成に着手されている。品質保証システム改善に向けてのPDCA展開が定着している証と評価できる。(下記3, 5項参照)</p>		<p>①人的過誤の直接要因に係る不適合等を是正するための事業者の自律的取組を規制当局が評価するガイドライン NISA-166c-08-03 ②不適合の人的過誤に係る直接原因分析実施要則 要則品証室第14号 ③不適合管理要領 要領品証室第4号-2</p>
<p>(実地監査) 1. 所属長レビュー 2008年度第3回の所属長レビューが1月に実施されている。下記の業務/品質目標の管理項目についてはほぼ計画通りに進捗し、所属長から省令・ISO・JEAC改正、組織変更、および人的過誤の傾向分析実施等の適切な指示が寄せられていることを右記資料によって確認した。多岐にわたるQMS改善課題を精力的に実施されていることは大いに評価できる。 ・全社の品質保証システムの改善 ・業務プロセスの改善支援 ・人的過誤情報、根本原因分析情報の共有化・活用 ・品質保証に関する技術継承 ・品質保証室の業務に関する規定類違反のリスク管理</p> <p>2. 業務の見える化プロジェクト 本プロジェクトは室・事業部間のインターフェイスリスクの回避を目的としており、計画Gが事務局業務を担当している。 「重点活動」 ・要員計画、予算管理計画策定、資材契約手続きの業務フロー見直しの支援 ・室部門の業務プロセス改善 予算、要員計画等の重点活動に対しては支援が行き渡っているのが確認された。また、全社大で業務の見える化プロジェクトが小集団活動を活用して進捗している。しかし、上記以外の部門および他事業部に対して具体的にどのような指導・支援がなされているのかが必ずしも明確となっていない。見える化プロジェクトの今後の方針を明確にして周知し、さらに進展することを期待したい。 なお、QMSが導入されていない部門(広報・地域交流室等)にもマネジメントレビューを導入して、全社大でPDCA展開仕組みの見える化を図るとの提案をされたことは、大いに評価したい。各事業部では、業務フローの整備によって組織横断的業務の見える化が図られてきているが、上記部門では目標の達成状況を評価して改善する活動にまで至っていないとの反省に立ったものと理解する。継続審議となっているが、事務部門の品質保証体制の整備の上からも今後の活動を見守りたい。</p>		<p>④2008年度業務/品質目標の具体的展開 品証B0-08-001-R03 品証B0-08-007-R03 品証B0-08-012-R03 品証B0-08-015-R03</p> <p>⑤予算管理業務(事業計画編、予算編)、要員計画策定業務</p> <p>⑥2008年度第3回社長診断説明資料(室等へのマネジメントレビュー導入に関する提案)</p>

<p>3. 全社QMSの構築（保安）</p> <p>室、各事業部における品質保証計画書の整合を図り、全社品質保証システムの改善に向けた下記の活動が計画・実行されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質保証規程の改定（組織改正後） ・保安に係わる品質保証計画の整合 ・共通文書作成（文書記録管理、調達管理、不適合管理等） <p>4. 事業部・室間水平展開検討会</p> <p>事業部・室間水平展開検討会は事業部を横断し、課長級技術者が情報を共有することを目的として定期的開催されている。</p> <p>計画Gが事務局となり、下記の活動が進展中であることを議事録により確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内及び外部の各種トラブル事例を題材 ・人的過誤、根本原因分析情報の周知 ・人的過誤情報の分類体系の統合 ・根本原因分析手法の指導 <p>なお、再処理事業部で発生した人的過誤による不適合を例に、傾向分析手法の試運用が検討会で紹介されている。また、計画G（専門家）が講師となつての根本原因分析手法の研修も開催されている。全社大で人的過誤、根本原因分析を有効活用するためには、今後ともこの支援が重要と思われる。</p> <p>5. 規定類の見直し</p> <p>品質保証室業務のリスク管理の一環として下記項目が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質保証室制定規定類の業務運営に基づく見直し ・保安検査等での指摘事項および指摘事項未済コメントの管理 <p>品質保証室が所管する公用文および手順書から27文書を抽出して、見直しが実施されていた。レビュー方法が具体的に右記資料で規定されており、検討・改定にあたって権限と責任が明確（色区分）となっていることを確認した。</p>	<p>㊦008年度業務/品質目標の具体的展開 品証B0-08-001-R03</p> <p>㊧品質保証規程（案） （規程第38号-13）</p> <p>㊨QAP見直しタスク</p> <p>㊩2008年度第13回事業部水平展開検討会議事録 品証B0-08-052-R00 （H20.11.6）</p> <p>㊪件名管理表</p> <p>㊫処置状況表</p> <p>㊬品質保証室の規定類レビューについて 品証B0-07-077-R00</p> <p>㊭品質保証室が所管する公用文および手順書一覧</p>
<p>（第三者監査所見）</p> <p>上記の監査範囲において、計画Gは全社大の活動を積極的に指導・支援して、改善活動（PDCA展開）を継続している。品質マネジメントシステムは良好に機能していると判断する。</p>	

平成20年度 第2回定期監査 部門別 監査結果 (「室」No. 3)

被監査部門	品質保証室 品質監査G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 21年 2月 4日 H	
<p>(文書監査) 「内部監査要則の改正」 現行の監査リーダー要件は、品質保証室以外の部署では、品質保証部門長のみ限定されているが、監査リーダーとしての力量を有していると品質保証室長が認めた操業部門の管理者も監査リーダーができるように内部監査要則が改正された。人材の活用及び監査リーダーの人材確保の対応策であり、品質保証システム上の問題はない。</p>		<p>①内部監査要則 要則品証室第3号-6 ②H20年度内部監査員リスト 品証B1-08-005-R07</p>
<p>(実地監査) 1. 前回観察事項/提言事項のフォロー 前回の定期監査において、下記の提言事項(採否任意)を提起した。 ■提言事項：品質保証室が非監査側の対応 品質保証室が被監査側になる場合の監査実施計画書の発行責任が明確でない。監査実施計画書は監査側が準備するよう明記することが望まれる。 →品質保証室に対する監査実施計画書の発行責任が明確になるよう内部規定を見直す方針であることを確認した。次回監査時に規定見直し結果を確認したい。</p> <p>2. 所属長レビュー 2008年度所属長レビューが2回実施されている。 品質監査Gの品質目標：実効性のある内部監査の実施 ・具体的方策が策定され、達成指標が明確となっている。 ・的確な所属長コメントがなされ、その対応もなされていることを確認した。</p> <p>3. 内部監査 H20年度内部監査計画(右記)が経営委員会(H20.8.27)に提出され承認されたことを確認した。 H20年度の監査視点： ・活動の有効性を評価することに力点をシフト ・製品品質に係わる観点の監査項目を追加 ・不適合管理活動において根本原因分析、人的過誤分析の実施を確認 ・事業部長、室長との事前調整実施</p> <p>内部監査の実施状況 ・下記部門の実施状況を右記の監査計画書、監査報告書および監査チェックシートで確認した。上記監査視点を考慮したチェックシート(監査リーダー作成)をもとに適切に監査が実施され、そのアウトプットとして観察事項、提言事項が提起されている。これらのフォローも確実に実施されていることを右記エビデンスで確認した。 埋設H20.9.24-10.2 再処理H20.10- 濃縮H20.11.6-26 室H20.12.1-12.4 なお、今後ますます、有効性評価を重視した監査活動が求められることから、上述したH20年度の監査視点にも記載されているように、全体監査計画立案及び監査報告内容の評価に際して、有効性の観点からのレビューがこれまで以上に求められる。今後の活動を見守りたい。</p> <p>4. 内部監査の受審 品質保証室に対する監査は3月の予定で、今回のタイミングでは確認できなかった。</p>		<p>③「室」部門のH20年度第1回定期監査におけるLRJ指摘/観察/提言事項と当社の対応方針(2/2)</p> <p>④2008年度業務/品質目標の具体的展開(品質保証室) 品証B0-08-003-R03</p> <p>⑤内部監査計画について(第124回経営委員会) ⑥2008年度監査計画 品証B1-08-014-R00 ⑦監査実施計画書(埋設) 品証B1-08-029-R01 ⑧監査報告書(濃縮) 品証B1-08-073-R00 ⑨監査報告書(業務管理室) 品証B1-08-079-R00 ⑩内部監査結果(再処理事業部、品質管理課、教育課) ⑪監査チェックシート 品証B1-08-031-R01 ⑫観察事項および提言事項まとめ表 品証B1-08-060-R00</p>
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、品質監査Gは改善策に沿った活動を継続して実施されている。改善活動(PDCA展開)への注力がなされており、品質マネジメントは良好と判断する。</p>		

平成20年度 第2回定期監査 部門別 監査結果 (「室」No. 4)

被監査部門	品質保証室 品質保証 G	備考
監査実施日	平成 21 年 2 月 4 日	N
<p>(文書監査)</p> <p>品質保証室における文書類の改正等に係る主担当は計画 G であることから、品質保証 G に対する文書監査は省略した。</p>		
<p>(実地監査)</p> <p>1. 品質目標とトップマネジメントレビュー</p> <p>今回の監査では、2008 年度第 1 回(2008.8.1)再処理事業部及び濃縮事業部、2008 年度第 2 回(2008.11.5)再処理事業部及び品質保証室のトップマネジメントレビュー記録を抽出し、その内容をレビューした。2008 年度からは、全事業部の関係者が一同に会し、順次、トップマネジメントレビューを受ける形式で行われている。今回、確認したいずれの記録も充実したインプットならびにアウトプットが観察され、有益な活動が行われていることが窺われた。社長の指示事項は、処置部署及び期限が明示され、確実にフォローされる体制となっている。また、レビュー時に行われた議論の概要が添付されており、指示事項等が発出された経緯を容易に理解できる。</p> <p>サンプリング抽出した再処理事業部に対するレビュー記録より、第 1 回の社長指示事項は第 2 回レビュー会議で確実にフォロー・報告されていることを確認した。レビュー資料及びレビュー会議内容とも充実した活動が継続実施されていることは評価できる。</p> <p>2. 小集団活動</p> <p>2008 年度の小集団活動は、再処理事業部 159 チーム、再処理以外の部門(濃縮、埋設、室)73 チームが登録されている。1 月末現在において、総計 68 チームより 77 件の活動報告がなされるとともに、年度末に向けて多数のグループが活動継続中である。</p> <p>品質保証 G は、小集団活動の事務局として、業務目標への小集団活動の取込み提案、事務局連絡会の開催、他企業の小集団活動実施状況把握のための事務局訪問(訪問先：シャープ(株))ならびに小集団活動に関する小集団リーダーへのアンケートの実施など積極的な活動を展開している。アンケートにおいては、その結果を分析・評価し、協力会社との活動への有効性、業務への有効展開等の有益な結果を得るとともに、今後改善すべき事項もレビューし、2009 年度の小集団活動の推進に向かった「世話人(課長クラス)を対象とした意見交換会」の開催を提案するなど、小集団活動活性化に向けた取組みを推進していることを確認した。積極的な活動を評価する。</p> <p>3. 品質保証マネジメント会議</p> <p>第 9 回品質保証マネジメント会議が平成 20 年 12 月 10 日に開催されている。再処理工場の操業に向けた課題、安全・安定運転に向けての報告の他、安全文化の醸成に向けた JNFL と協力会社との連携に関する取組みなど、現在の重要課題に関する議事事項が 3 時間半に渡り話し合われていることを議事録により確認した。</p>		<p>①2008 年度第 1 回トップマネジメントレビューの結果の記録 (濃縮事業部、再処理事業部)</p> <p>②2008 年度第 2 回トップマネジメントレビューの結果の記録 (品質保証室、再処理事業部)</p> <p>③2008 年度「小集団活動」活動状況管理表(再処理事業部関係)及び(濃縮・室関係)</p> <p>④2008 年度の小集団活動について (B4-07-061-R00)</p> <p>⑤2008 年度第 1 回事務局連絡会打合せメモ(品証 B4-08-009-R00)</p> <p>⑥小集団活動事務局訪問(シャープ(株))報告書(品証 B4-08-020-R00)</p> <p>⑦小集団活動アンケートのご協力願い</p> <p>⑧第 9 回品質保証マネジメント会議議事録(品証 B4-08-029-R00)</p>

4. 品質保証に係る顧問会

第10回「品質保証に係る顧問会」が、平成20年12月16日に開催された。本会議は、社長以下全事業部の品質保証に係るメンバーが参画し、顧問の方々からの意見を頂く会である。今回の議事中にはアクティブ試験の実施状況、製品製造に係る改善事項及びマネジメントレビューの運営に関する改善事項等のテーマでの議論が行われている。

本会議は、3時間に亘って行われ、種々の事項について顧問の方々よりアドバイスを受けるが、前回(第9回)に受けたアドバイスは、得られたアドバイスの重要度も加味し、確実にフォローされると共にその処置内容については事前に顧問の方々に説明・了解を得るなど行き届いた対応が取られていることを確認した。

5. 管理者レベルの連絡会(協力会社への個別訪問含む)

平成20年12月3日に第24回管理者レベルの連絡会が開催された。品質マネジメント会議が協力会社の経営層との会議であるのに対し、当該会議は業務の実務者レベル間での会議体であり、44社の協力会社が参加している。今回の会議では、協力会社への個別訪問から得られた情報説明や小集団活動の状況報告が行われており、協力会社とのコミュニケーションの改善にとって有益な活動が展開されている。

本活動に関連し、半期に1回、協力会社(2008年上期は41社)を個別訪問し、意見・要望を入手するとともに、アンケートを実施し、協力会社との関係強化に心がけている。これらの情報は取りまとめられ、毎月協力会社にメールにて回答される仕組みとなっている。協力会社との良好なコミュニケーションの実施については、第二四半期の社長診断テーマとして報告されている。主要な改善策の一つである協力会社とのコミュニケーションの改善活動が継続実施されていることは風化防止の観点からも大いに評価できる。

6. 安全文化醸成についての取組み

2009年4月1日から省令改正の施行により、安全文化醸成に係る活動が保安規定に取り込まれ保安検査の対象となることから、安全文化推進の今後の活動についての見直し検討が行われた。主要な見直しのポイントは、全社推進統括部署の確定(品質保証室)、品質方針への安全文化醸成の取り込み、マネジメントレビュー確認項目としての設定ならびに品質・保安会議での審議・報告等、JNFL組織全体として取組む推進活動であると位置づけられた。

7. 協力会社との双方向コミュニケーション再構築

協力会社とのコミュニケーションのより良い方向を求め、電力会社等他社における取組み状況が調査されている。これらの調査結果が取りまとめられ、JNFLとして協力会社とのコミュニケーションの改善に有効であると考えられる具体的活動が明確化されている。

今後、調査結果を元にJNFLとしての有益な活動へ展開することを期待したい。

(第三者監査所見)

上記の監査範囲において、品質保証Gの活動は、改善策の風化防止のための種々の施策が立案・実行されており、当該Gの品質マネジメントシステムは非常に良好に機能していると判断する。

⑨第10回品質保証に係る顧問会議事録(詳細版)(品証 B3-08-003-R00)

⑩第9回「品質保証に係る顧問会」でのアドバイス・評価の有効活用管理表
品証 B3-08-002-R00 (H20.12.3)

⑪第24回管理者レベルの連絡会議事録(品証 B4-08-028-R00)

⑫協力会社との双方向コミュニケーション(個別訪問及びアンケート結果)について

⑬法令改正に伴う社内安全文化推進体制の見直しについて
(2008.12.19)

⑭重点項目選出表(品質保証室)(2008.7.28)及び別紙(双方向コミュニケーションに係る調査結果)

平成20年度 第2回定期監査 部門別 監査結果 (「室」No. 5)

被監査部門	広報・地域交流室 広報部 総括G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成21年 2月 4日 H	
<p>(実地監査)</p> <p>1. 前回観察事項/提言事項のフォロー 前回の定期監査において、下記の観察事項および提言事項(採否任意)を提起した。</p> <p>■観察事項：広聴政策会議のコメントフォロー 広聴政策会議の提言事項に対して、誰が、いつまでに、どの様に対応するかについてエビデンスが確認できなかった。経営幹部の発言を確実にフォロー・処置する仕組みの構築が望まれる。 →今後、広聴政策会議について、出席者に対する議事録確認および経営幹部の発言に対する確実なフォロー・処置を実施することであった。現段階では実施状況は確認できなかった。次回定期監査で広聴政策会議(H21.2.17)のフォロー・処置状況を確認する。</p> <p>■提言事項：広聴政策会議の開催規定の見直し 広聴政策会議は、年4回程度開催することが規定されているが、去年は1回の開催で、他の会議で補完されていた。現在の規程を実情に合うように修正することが望まれる。 →実情に見合った形となるよう、広聴政策会議のあるべき姿および右記規程改定について検討するとのコメントを聴取した。速やかな対応を期待する。</p> <p>2. 社長診断 平成20年度の広報戦略および業務目標上期実績が報告され、社長から2件の指示事項が提示されていることを右記の議事録で確認した。ガラス固化問題、活断層問題、安全協定等が重点項目として審議された。 (下記観察事項参照)</p> <p>3. 地域コミュニケーション活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広聴政策会議 H20年11月開催予定が社長診断とスケジュールが重なり、H21年2月に開催されることになった。 ・理解促進に向けた活動 近隣住民の方々の理解を得るために、種々の活動が計画され実施されている。あわせて、JNFL現場技術者等からのヒヤリング、勉強会、TV会議等によって広報・地域交流室メンバーの情報共有、情報発信内容の充実にも努力されている。 <p>4. 人材育成 人材育成の一環としてOJT教育のほかに下記の勉強会が実施されている。一例として、広報・地域交流室の39名が受講していることを、右記参加者名簿によって確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアトレーニング研修(H20.7.2) ・社内講師によるマスコミ対応(H20.9.9) ・財務勉強会(H20.10.21) 		<p>①広聴政策会議規定</p> <p>②「室」部門のH20年度第1回定期監査におけるLRJ指摘/観察/提言事項と当社の対応方針(1/2)</p> <p>③広聴政策会議規程 規程第65号-1</p> <p>④2008年度第2回社長診断 議事録概要</p> <p>⑤同上 説明資料(重点項目診断)</p> <p>⑥2008年度業務目標 上期実績総括表(広報・地域交流室)</p> <p>⑦第11回広聴政策会議の開催について(H21.1.29発行)</p> <p>⑧勉強会参加者名簿(2008.9.9)</p> <p>⑨銀行員が語る会社の見方(H20.10.21)</p>

(第三者監査所見)

上記の監査範囲において、広報・地域交流室は改善事項に沿った活動は継続して展開されているが、その程度は必ずしも十分でない事項が確認された。下記の観察事項に対して改善策の検討が望まれる。

(観察事項)

2008年度第2回社長診断(H20.11.28)の議事録概要によると、広報・地域交流室、青森本部、東京事務所共通の社長指示事項(情報の共有・発信について2件)が記録されている。この会議における社長指示を受けて、広報・地域交流室がどのように対応するか検討を行なった状況が確認できなかった。社長診断はトップマネジメントレビューと同等の会社最高位の会議体であり、そのトップの指示は「トップマネジメントに係る品質マネジメントシステム運用要則第10条(2)項」(レビューの結果に以下の事項に関する決定および処置を含む。(2)業務の計画および実施に必要な改善)に準じてフォローすることが求められるものと考えられる。広報・地域交流室はQMS組織に属してはいないが、経営最高幹部の指示事項を確実にフォローする仕組みを構築することが望まれる。

平成 20 年度第 2 回 第三者定期監査日程及び出席者
 (「室」部門)

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
2月3日	15:00~15:30	全被監査部門	オープニング ミーティング	対応者: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 事務局: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	事務本館 703
	15:30~16:30	業務管理室	監査	対応者: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
2月4日	9:30~12:00	品質保証室	監査	対応者: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	事務本館 402
	13:00~15:00	品質保証室	監査	対応者: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	15:00~16:00	広報・地域交流室	監査	対応者: <input type="text"/> <input type="text"/>	
2月6日	15:00~15:30	全被監査部門	クロージング ミーティング	対応者: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 事務局: <input type="text"/> <input type="text"/>	事務本館 701

注記：個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)